

【情報提供】上海葵井商務諮詢有限公司

上海市華山路301号 静安商楼211室 TEL: 021-6248-8007

URL: <http://www.aoi-bc.com/> e-mail: shanghai@aoi-bc.com

【編集/提供】葵ビジネスコンサルティンググループ 東京本部 横田税務会計事務所

〒143-0022 東京都大田区東馬込1-12-12

TEL: 03-3775-1220 FAX: 03-3775-1156

URL: <http://www.kaikei.info> e-mail: info@ykss.com

## 企業管理職の残業手当について

中国では、日本以上に政府部門による労働監査が厳しいです。その中でも、「残業問題」はよく取上げられます。今回はその残業について、支払免除の特別規定を一つ紹介します。

現在、中国では、労働者の労働時間を1日8時間・1週間40時間とされ、この基準は、あらゆる雇用者に適用されるものであります。残業の場合、企業は労働者に残業手当を支払わなければなりません。

企業の上層管理者は、業務上の特性により労働基準時間を遵守することが困難であり、基準時間外の仕事の対応はよくあります。

日本では、管理監督の地位にある者には、労働時間、休憩、休日に関する規定は適用されないため、時間外の割増賃金を支払わなくても問題はありません。しかし、中国の場合、管理職であっても、通常の労働基準時間を規定した(労働時間を1日8時間と規定した)労働契約を結んでいる以上、残業手当を支払う必要があります。

ただ、当該管理職との労働契約が、通常の労働基準時間を規定したのではなく、不特定労働制を規定しているものであれば、残業手当を支払う必要がありません。

不特定労働制とは、労働基準時間にて労働時間を計算しない制度で、企業がその他の基準を適切に確定し、それに応じて労働者の労働時間と休憩時間を確定する方法です。実務の中に、企業は上層管理者、販売員、外勤社員及びその他の労働基準時間を実施することができない従業員に不特定労働制を実施することができます。

注意してほしいのは、不特定労働制を実施しようとする企業が事前に各地方労働行政機関に申請をしなければなりません。条件などはいくつもありますが、必ずご確認してから行ってください。

以上

資料提供：

上海市光明法律事務所

上海葵井商務諮詢(有)特別顧問

弁 護 士：程 甦 (テイ ソ) 記

1990 年 中国弁護士資格取得

2000 年 日本外国法事務弁護士資格取得

得意分野 会社法・投資法・知的財産権

TEL 021-5293-0100 × 257